

空き地の雑草管理でお困りの方へ

「所有地(空き地)の草刈をしたいけど面積が大きくて手が回らない」、「遠方に住んでいるためなかなか現地にいけない」など、所有地の管理にお困りではありませんか。

下野市では、空き地の適正な管理により、良好な生活環境を目指すために、土地所有者に代わって草刈を受託しています。

制度の概要

- ◆料金
 - ・ <令和6年度参考額> 1㎡あたり年間120円(税抜)
 - ※消費税分が別途かかります。(税率10%)
 - ※例 300㎡の場合、年額39,600円(小数点以下切捨)になります。
 - ※料金は年度ごとに改定する場合があります。
- ◆委託期間 5月下旬から12月中旬頃まで
- ◆内容
 - ・ 委託期間中に4回、機械による草刈を行う。(概ね5月、7月、9月、11月)
 - ※草刈した雑草等の片付けは行いません。ご自身もしくは別途業者に依頼し、処分してください。
- ◆委託の条件(次の条件をすべて満たしていること。)
 1. 下野市の行政区域であること
 2. 建物や工作物が無く、植木等が無い更地であること
 3. 傾斜地や湿地等でなく、通常の管理が困難でない土地であること
 4. 機械による作業が困難な狭小な土地または極端に不正形でない土地であること
 5. 笹竹等の繁茂などの荒廃がない土地であること
- ◆注意事項
 - ・ 草刈実施後に申請された場合は、3回以下の草刈となることがあります。(例：第1回目の草刈実施後に申請された場合、2回目からの草刈実施となります。)
 - ☆作業の時期を統一することにより、年間の管理料金を安く設定しているためです。
 - ・ 草刈実施が3回以下となった場合でも、割引等はいたしません。
 - ・ 年度途中で委託を取りやめても返金はいたしません。

申請方法

- ① 雑草等除去委託申請書(様式第1号)を環境課に提出してください。(持参又は郵送)
※ただし、土地の状況によってはお引き受けできない場合がございますので、事前にご相談ください。
- ② 環境課から送付された納付書により記載された委託料金を納付してください。
→料金の納付を確認後、申込みのあった土地の草刈作業を行います。

◎市は徴収する料金と同額で、一括して業者に委託をしています。

住みよいまちづくりのために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

下野市市民生活部環境課 環境政策グループ 住所：下野市笹原26番地

電話：0285-32-8898

電子メール：kanky@city.shimotsuke.lg.jp